

議案第 33 号

伊賀市介護保険条例の一部改正について

伊賀市介護保険条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 29 年 2 月 13 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市介護保険条例の一部を改正する条例

伊賀市介護保険条例（平成 16 年伊賀市条例第 166 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「又は第 2 号」を削り、同項第 2 号中「世帯主及び世帯員全てが、当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市民税が課されていない者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が 120 万円以下であり、かつ、前号に該当しない者」を「令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者」に改め、同項第 4 号ア中「地方税法」を「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「、第 6 号イ」を加え、「第 9 号イ、第 10 号イ」を「第 9 号イ又は第 10 号イ」に改め、「又は第 11 号イ」を削り、同項第 5 号イ中「次号イ」の次に「、第 7 号イ」を加え、「第 9 号イ、第 10 号イ」を「第 9 号イ又は第 10 号イ」に改め、「又は第 11 号イ」を削り、同項第 6 号イ中「次号イ」の次に「、第 8 号イ」を加え、「第 9 号イ、第 10 号イ」を「第 9 号イ又は第 10 号イ」に改め、「又は第 11 号イ」を削り、同項第 7 号イ中「次号イ」の次に「、第 9 号イ」を加え、「、第 10 号イ」を「又は第 10 号イ」に改め、「又は第 11 号イ」を削り、同項第 8 号イ中「第 11 号イ」を「第 10 号イ」に改め、同条第 2 項中「該当する者の平成 27 年度から平成 28 年度まで」を「掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改める。

第 7 条第 1 項中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）」を「地方税法」に、「前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額」を「前年度の市民税の

課税状況等に基づき、第4条の規定に基づく保険料率により算定した保険料の額を、その者に係る納期の数で除して得た額」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。